



平成 27 年 6 月 25 日 (木)

【照会先】

愛知労働局総務部企画室

企画室長 豊嶋吉武

労働紛争調整官 蓑津智行

電話 052-972-0252 (内線 214)

報道関係者 各位

愛知労働局における平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況について

～個別労働紛争相談、「助言・指導」は過去最高、「あっせん」は減少～

～「いじめ・嫌がらせ」は引き続き増加傾向～

愛知労働局（局長 藤澤勝博）は、このたび、「平成26年度の個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので公表します。

労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争の増加に対処するため、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年施行）に基づき、紛争の未然防止、迅速、適正な解決等に努めているところです。また、職場のいじめ・嫌がらせ問題等複雑・困難事案の増加に対処し、取組みを強化するため、困難事案担当の総合労働相談員を配置しています。

【ポイント】

1. 個別労働紛争相談件数、助言・指導申出件数は過去最高

- ・ 総合労働相談件数^{*1} 79,561件(対前年度比4.6%増)(全国3位)
うち、民事上の個別労働紛争相談^{*2}件数 16,352件(同 18.8%増)(全国3位)
- ・ 助言・指導^{*3}受付件数 814件(同 0.1%増)(全国2位)
- ・ あっせん^{*4}申請件数 370件(同 26.4%減)(全国3位)

2. 民事上の個別労働紛争の相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が4年連続トップ

- ・ 個別労働紛争解決制度は、平成13年10月から運用開始されましたが、「いじめ・嫌がらせ」の相談の割合は年々増加しております。
平成26年度は3,602件にのぼり、個別労働紛争相談の19.7%(制度開始当初の平成14年度は7.2%)を占めています。

- ・ 「いじめ・嫌がらせ」相談件数の推移
3,602件(26年度) 2,981件(25年度) 308件(14年度)

3. 助言・指導、あっせんともに迅速な処理

- ・ 助言・指導は1か月以内に99.8%(全国平均97.3%)、あっせんは2か月以内に93.7%(全国平均92.0%)を処理。何れも全国平均を上回っています。

*1 「総合労働相談」：雇用形態の変化等に伴い労働関係についての個々の労働者と事業主との紛争が増加しており、こうした個別労働紛争の未然防止と円満、迅速な解決を図ることを目的として、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、愛知労働局では、労働局内、労働基準監督署内及び栄の中日ビル内の計16ヶ所に総合労働相談コーナーを設け、労働に関するあらゆる相談等に対し解決援助に向けてのサービスを行っています。

*2 総合労働相談のうち、「個々の労働者」が一方の当事者となる民事上の紛争。

*3 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

*4 「あっせん」：紛争当事者の間に、弁護士や大学教授など労働問題の専門家である紛争調整委員が入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

○ 個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

総合労働相談コーナー

(平成26年度総合労働相談件数7万9,561件)

(労働局内、労働基準監督署内及び栄の中日ビル内の計16か所に設置)

民事上の個別労働相談

(1万6,352件)

- ①いじめ・嫌がらせ(3,602件)
- ②その他労働条件(2,243件)
- ③解雇(2,217件)

労働基準法等の違反にかかるもの、法制度の問い合わせ等

労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室等

関係法令に基づく行政指導等

労働局長による 助言・指導

(申出件数814件)

- ①解雇(127件)
- ②いじめ・嫌がらせ(122件)
- ③その他労働条件(117件)

・話し合いの促進
・解決の方向性示唆

紛争調整委員会による あっせん

(申請件数370件)

- ①解雇(92件)
- ②いじめ・嫌がらせ(90件)
- ③労働条件引下げ(39件)

あっせん委員(弁護士等)による
紛争当事者の合意形成

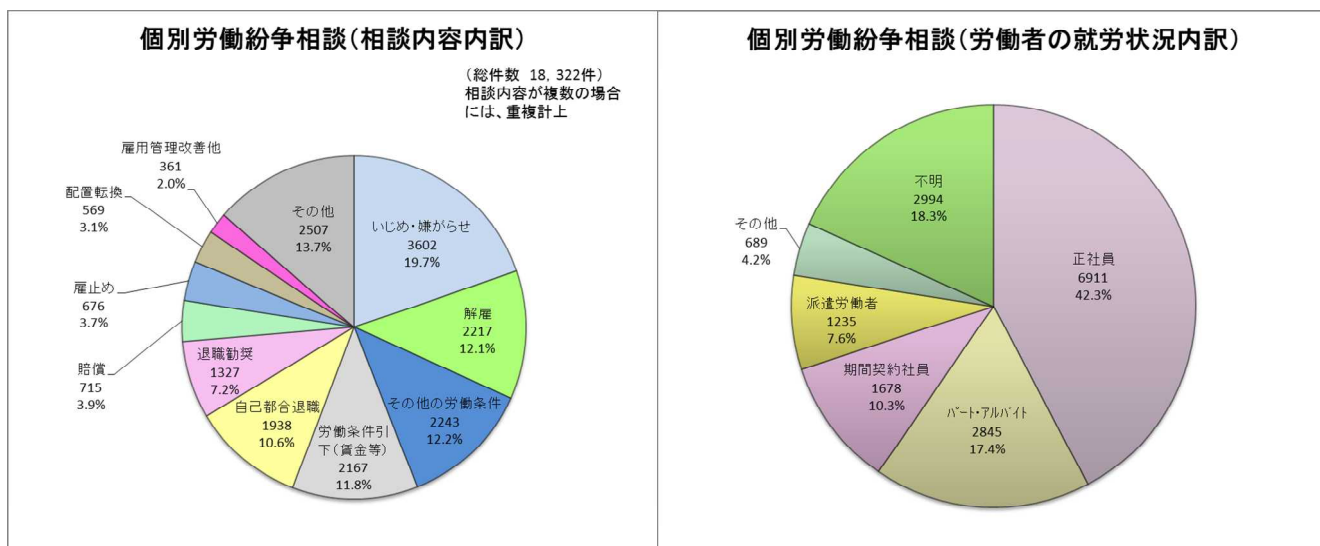
個別労働関係紛争解決制度の施行状況

1. 相談等の状況

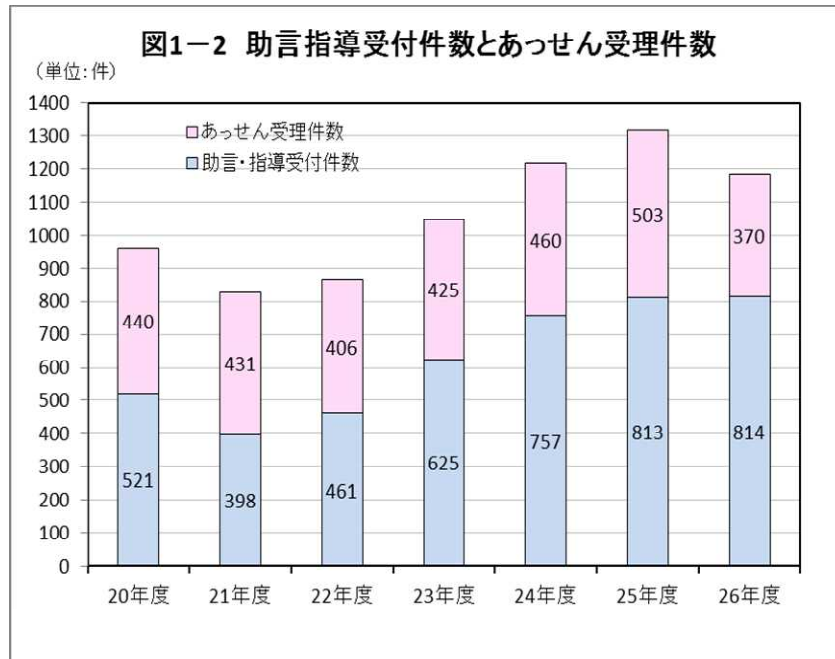
(1) 総合労働相談件数と個別労働紛争相談件数 (図1-1)



- ① 県内の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は、平成26年度1年間で 79,561件 (平成25年度76,098件) で、対前年度比で 4.6%増加した。
- ② このうち、解雇、雇止め、退職勧奨、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談件数は 16,352件 (平成25年度13,760件) で、対前年度比で 18.8%増加し、全相談件数に占める割合は20.6% (平成25年度18.1%) と増加している。
- ③ 民事上の個別労働紛争相談に係る労働者の就労状況は、正社員が全体の42.3% (平成25年度44.3%) と最も多く、次いでパート・アルバイトが17.4% (同16.9%)、期間契約社員が10.3% (同9.2%)、派遣労働者が7.6% (同7.0%) であり、労働者の就労状況に大きな変化はない。前年度と比較してもほぼ横ばいである。



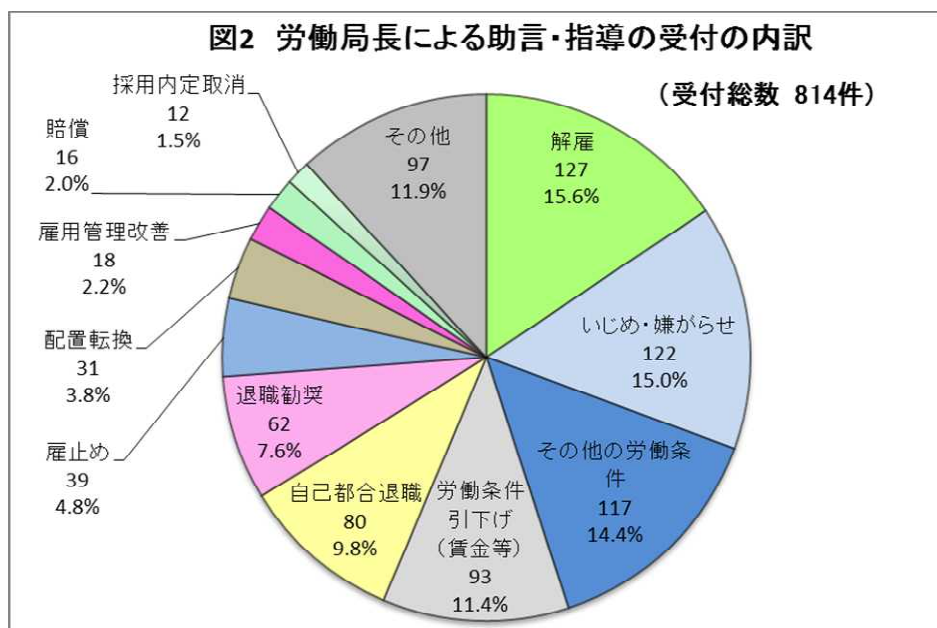
(2) 助言・指導受付、あっせん受理等状況 (図1-2)



- ① 平成26年度1年間の労働局長による助言・指導の受付件数は、814件となっており、過去最高であった平成25年度の813件に比し、さらに0.1%の増加となり、過去最高となった。
- ② 平成26年度1年間のあっせん受理件数は、370件となっており、過去最高であった平成25年度の503件に比し、26.4%の減少となっている。

2. 労働局長による助言・指導の状況

(1) 労働局長による助言・指導の受付の内訳 (図2)



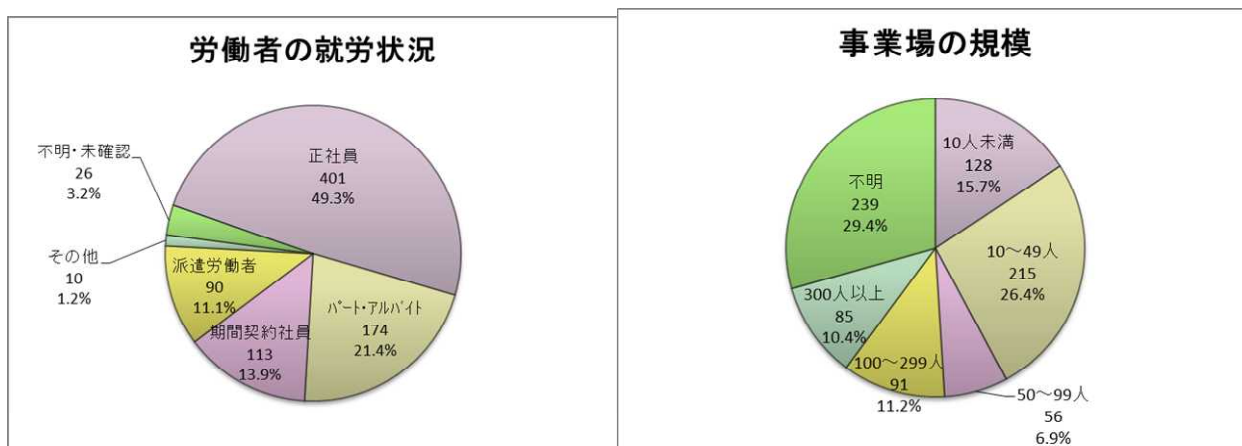
- ① 助言・指導に係る紛争の内訳は、解雇が15.6% (平成25年度14.6%) と最も

多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが15.0%（同15.9%）、その他の労働条件14.4%（同12.4%）、賃金等労働条件引下げ11.4%（同10.7%）、自己都合退職9.8%（同8.1%）、退職勧奨7.6%（同8.5%）の順となっている。

なお、離職時事案（解雇、退職勧奨、自己都合退職、雇止め）の合計は、全体の37.8%を占めている。

② 労働者の就労状況は、正社員が労働者全体の49.3%（平成25年度48.0%）を占め、次いでパート・アルバイトが21.4%（同23.5%）、期間契約社員が13.9%（同13.2%）、派遣労働者が11.1%（同11.3%）となっている。

③ 事業場の規模は、10～49人が全体の26.4%（25年度38.3%）、10人未満が15.7%（同18.6%）で、50人未満の事業場が約4割を占めている。以下、300人以上が10.4%（同10.9%）、100～299人が11.2%（同13.3%）、50～99人が6.9%（同10.8%）の順となっている。



(2) 助言・指導の結果

① 平成26年度中に労働局長の助言・指導の手続きを終了した件数は814件（平成25年度受付分を含む。）であり、このうち助言・指導を行ったものが、790件（全体の97.1%）、申出の取り下げがあったものは15件（全体の1.8%）で、打ち切りその他により手続を終了したものが9件（全体の1.1%）あった。

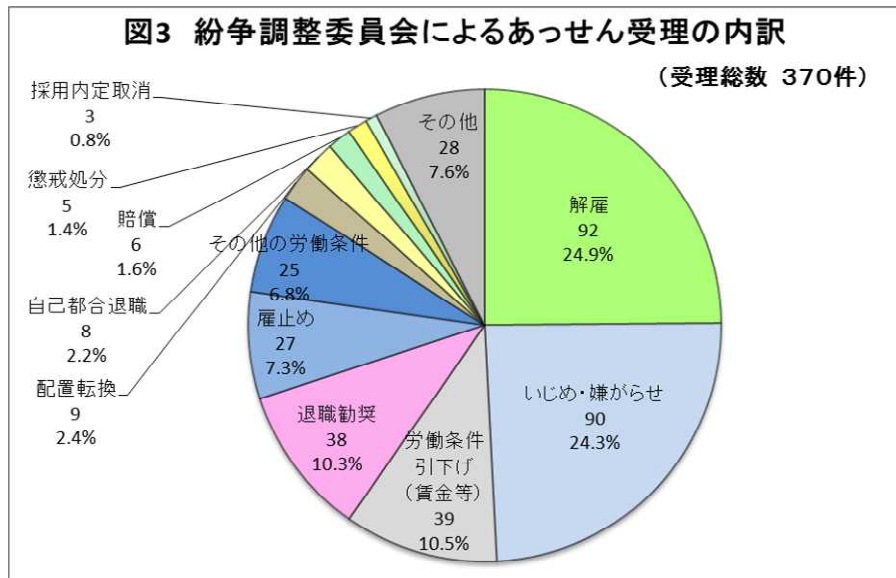
また、助言・指導を行ったもののうち、何らかの解決があったものが308件で39.0%（全体の37.8%）で、未解決が482件で61.0%（全体の59.2%）であった。

なお、未解決であるもののうち94件が、あっせんの申請に移行している。

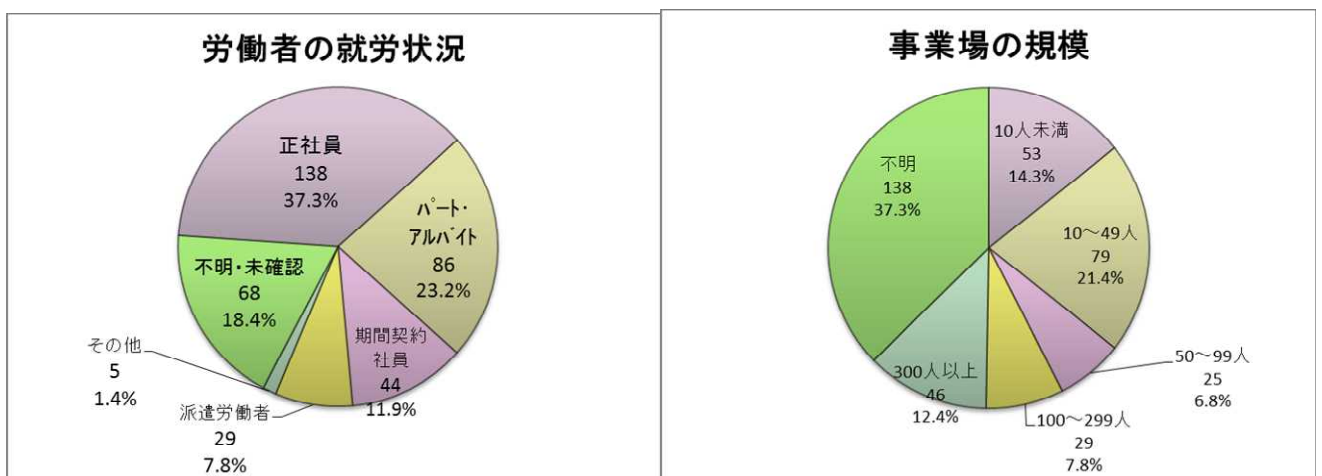
② 処理期間については、ほぼ全ての事案（812件、99.8%）が1か月以内に処理を終了している。（1ヶ月以内の処理終了事案の全国平均 97.3%）

3. 紛争調整委員会によるあっせんの状況

(1) 紛争調整委員会によるあっせんの受理の内訳 (図3)



- ① あっせん申請の内容の内訳は、解雇が24.9% (平成25年度24.8%) と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関するものが24.3% (同22.8%)、賃金等労働条件の引下げ10.5% (同6.8%)、退職勧奨10.3% (同7.6%)、雇止め7.3% (同7.4%) の順となっている。なお、離職時事案 (解雇、退職勧奨、雇止め、自己都合退職) の合計は、全体の44.6%を占めている。
- ② 申請人は、労働者からの申請が361件、事業主からの申請が7件、労使双方からの申請が2件となっている。
- ③ 申請労働者の就労状況は、正社員が37.3% (平成25年度51.3%)、パート・アルバイトが23.2% (同22.3%)、期間契約社員が11.9% (同12.1%)、派遣労働者が7.8% (同8.3%) の順となっている。



(2) あっせんの結果

- ① 平成26年度中にあっせんの手続きを終了した件数は379件（平成25年度受付分を含む。）であり、このうち、相手方が同意してあっせんを実施したものが208件で54.9%（平成25年度302件、58.5%）であり、あっせんの参加率はほぼ横ばいである。

あっせんを実施した208件のうち、当事者間で合意が成立したものは129件で62.0%（全体の34.0%）であり、あっせんが不調に終わったものが82件39.4%（全体の21.6%）である。

申請の取り下げがあったものは14件（全体の3.7%）、そのうち自主的に解決したものは3件（全体の0.8%）である。

あっせんに参加しない理由によりあっせんを打切ったものが150件（全体の39.6%）である。

- ② 処理期間については、概ねの事案（355件、93.7%）が2か月以内に処理を終了している。（2ヶ月以内の処理終了事案の割合の全国平均 92.0%）

助言・指導事例：いじめ・嫌がらせ

<p>事案の概要</p>	<p>金属部品製造業の工場に勤務する男性(正社員)からの助言申出事案。</p> <p>ソーシャルネットワークを使用した同僚同士の中傷文の掲載を発見した申出人が、中傷された同僚に事実を知らせたことが事案の発端。</p> <p>中傷された同僚は、上司に相談したが、上司はこの事実を伏せようと画策し、中傷文の掲載を同僚に知らせた申出人が上司らから責められることとなり、責められた申出人は、約1ヶ月後に「うつ状態」となった。</p> <p>申出人は、事業場の対応を不服として、同僚同士等のトラブルを迅速に解決する社内システムの設置を求め、助言の申出を行った。</p>
<p>助言・指導の内容</p>	<p>申請人の申出に基づき、助言指導を実施。</p> <p>事業主に対し、トラブル発生時に適切な対応を行うための仕組みがなかったことにより、トラブルに直接関与していない申出人が責められる立場になり、精神的苦痛を受け「うつ状態」となったことを指摘、問題解決のための社内システム構築の検討についての助言を行った。</p> <p>助言の結果、申出人には上司からの謝罪が行われ、中傷文を掲載した同僚から中傷された同僚への謝罪も行われた。</p> <p>また、工場上部組織に、トラブル発生時に直接相談ができる社内システムも構築された。(申出人からも問題解決の報告があった。)</p>

あっせん事例：解雇

<p>事案の概要</p>	<p>機械製造の工場に勤務する女性(パート労働者)からのあっせん申請事案。</p> <p>申請人は、平成23年にパートとして入社し、工場作業員として勤務した。</p> <p>平成26年5月に工場長から呼出され、人事担当者から1か月後の解雇を通告された。</p> <p>解雇理由は生産調整のための人員削減とあったが、1ヶ月前に被申請人会社が求人募集をしていたことを知っていた申請人は、「本当の理由は何か?」と問詰めたところ、高齢であることが理由だと告げられた。申請人としては、高齢であることを理由にした解雇に納得がいかず、精神不安定となり出勤することが出来なくなった。</p> <p>本解雇による経済的・精神的損害に対する補償金として給与の約6ヵ月分(30万円)の支払いを求め、あっせんに申請した。</p>
<p>あっせんのポイント</p>	<p>被申請人の主張: 申請人の解雇については、申請人と他のパート労働者間でのトラブルが本当の理由であり、そのことを申請人に告げなかったのは会社の配慮である。よって、会社に落ち度はなく、金銭請求に応じるつもりはないと考えるが、紛争状態を早期に解決できるのであれば、交渉には応じる。</p> <p>申請人の主張: 補償はして欲しいが、紛争状態が長く続くことは好ましくないため、金額の交渉には応じる。</p> <p>あっせんの結果、7万5千円の解決金の支払いにて双方合意した。</p>

平成26年度 個別労働紛争解決制度の施行状況

(件数)

労働局	総合労働相談	個別労働紛争相談	助言・指導申出	あっせん申請
北海道	36,149	7,327	215	191
青森	12,546	2,380	97	21
岩手	10,144	2,791	127	46
宮城	22,343	6,328	214	76
秋田	7,257	2,947	82	57
山形	9,376	2,682	174	63
福島	16,355	5,688	44	42
茨城	20,432	5,588	185	109
栃木	12,060	2,663	136	97
群馬	15,838	4,542	142	56
埼玉	51,799	10,292	493	231
千葉	42,438	7,584	418	111
東京	① 118,356	① 26,962	576	① 1,073
神奈川	51,081	13,598	292	183
新潟	13,423	4,172	152	66
富山	6,732	1,860	63	40
石川	6,957	2,419	215	44
福井	5,862	1,708	132	27
山梨	5,772	1,225	26	21
長野	16,367	4,398	133	159
岐阜	15,773	4,361	101	63
静岡	33,039	5,486	467	102
愛知	③ 79,561	③ 16,352	② 814	③ 370
三重	13,518	3,082	144	38
滋賀	10,162	2,529	188	73
京都	22,801	6,659	207	123
大阪	② 114,809	② 19,329	708	② 393
兵庫	51,155	15,568	① 930	275
奈良	8,912	1,859	90	83
和歌山	6,414	1,085	78	20
鳥取	4,010	1,633	42	40
島根	5,367	1,501	67	23
岡山	13,617	3,138	72	79
広島	27,665	5,031	140	73
山口	11,752	2,549	196	25
徳島	10,187	1,471	147	31
香川	7,077	1,583	76	19
愛媛	10,093	2,618	148	61
高知	5,098	1,170	34	31
福岡	41,957	6,034	291	72
佐賀	8,428	2,641	19	26
長崎	9,742	2,793	82	17
熊本	9,177	3,088	221	49
大分	5,951	2,078	80	20
宮崎	9,303	2,040	57	74
鹿児島	7,594	3,730	67	50
沖縄	8,598	2,244	89	67
計	1,033,047	238,806	9,471	5,010
平成25年度	1,050,042	245,783	10,024	5,712

愛知の○内数字は、全国順位である。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

名 称	(郵便番号)	所 在 地	電話番号
栄総合労働相談コーナー	460-0008	名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル10階	0120-948-537 052-263-3801
企画室総合労働相談コーナー	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 愛知労働局内	052-972-0266
名古屋北総合労働相談コーナー	461-8575	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 名古屋北労働基準監督署内	052-961-8653
名古屋東総合労働相談コーナー	468-8551	名古屋市天白区中平5-2101 名古屋東労働基準監督署内	052-800-0792
名古屋南総合労働相談コーナー	455-8525	名古屋市港区港明1-10-4 名古屋南労働基準監督署内	052-651-9207
名古屋西総合労働相談コーナー	453-0813	名古屋市中村区二ツ橋町3-37 名古屋西労働基準監督署内	052-481-9533
豊橋総合労働相談コーナー	440-8506	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎 豊橋労働基準監督署内	0532-54-1192
岡崎総合労働相談コーナー	444-0813	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎 岡崎労働基準監督署内	0564-52-3161
一宮総合労働相談コーナー	491-0903	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎 一宮労働基準監督署内	0586-45-0206
半田総合労働相談コーナー	475-8560	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎 半田労働基準監督署内	0569-21-1030
刈谷総合労働相談コーナー	448-0858	刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎 刈谷労働基準監督署内	0566-21-4885
豊田総合労働相談コーナー	471-0867	豊田市常磐町3-25-2 豊田労働基準監督署内	0565-35-2323
瀬戸総合労働相談コーナー	489-0881	瀬戸市熊野町100 瀬戸労働基準監督署内	0561-82-2103
津島総合労働相談コーナー	496-0042	津島市寺前町3-87-4 津島労働基準監督署内	0567-26-4155
江南総合労働相談コーナー	483-8162	江南市尾崎町河原101 江南労働基準監督署内	0587-54-2443
西尾総合労働相談コーナー	445-0072	西尾市徳次町下十五夜13 岡崎労働基準監督署西尾支署内	0563-57-7161